

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

納税の猶予 ～裁判からみる猶予該当事実とは～



草間 典子 [足立支部]

I. はじめに

平成27年8月に国税庁より公表された「平成26年度租税滞納状況について」によると、滞納発生割合は、11年連続で2%を下回り、最も低い割合であるとしながらも、新たに5,914億円もの滞納が新規に発生しております。税目別で見ますと、消費税と所得税が多くなっています。

一方、納税者に災害等により国税を一時に納付することができないなどの一定の事由が生じた場合には、その国税の全部又は一部の納税を猶予する規定があり、国税通則法第46条2項では、納税の猶予に該当する事実として1号から5号が掲げられています。

今回は、この中から4号（納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと）及び5号（前各号の一に該当する事実と類する事実があったこと）の要件に該当する事実があるか否かが争われた裁判をご紹介します。

II. 事業についての著しい損失があったと認められた事例

平26.06.26判決
(F0-5-138) (全部取消し)

1. 事案の概要

小売業を営む審査請求人が、売上げ及び利益の減少を理由として、国税通則法第46条第2項の規定に基づき納税の猶予の申請をしたところ、原処分庁が、請求人には同項の規定による納税の猶予の要件に該当する事実がないとして納税の猶予不許可処分をしたのに対し、請求人が同処分の取消しを求めた事案です。

2. 国税不服審判所の判断

国税通則法第46条第2項に基づく納税の猶予は、国税の期限内納付及び国税が期限内に完納されなかった場合の強制徴収の例外として、一定の事由により納付困難となった納税者を救済する制度である。

4号該当事実とは、租税徴収手続における他の納税者との公平という観点をも考慮すると、納税の猶予を申請した納税者の責めに帰すことのできないやむを得ない事由によって生じた国税の納付を困難ならしめる事業についての著しい損失をいうものと解される。

事業についての著しい損失の存否は、一定期間における損益計算を行うことによって判定することが相当であり、損益計算の期間が通常1年間であることからすれば、原則として、それぞれの期間を1年とする調査期間と基準期間における損益を比較して、基準期間の利益金額の2分の1を超えて損失が生じていると認められる場合に該当するか否かにより4号該当事実の有無を判定するとしている「納税の猶予等の取扱要領の制定について」の別冊「納税の猶予等の取扱要領」第2章第1節1の(3)の二の(イ)の定めは、当審判所においても相当であると認められる。

本件提出資料に記載された金額は、請求人の本件各事業年度の法人税の確定申告書の各金額と一致しており、当該資料を基にして、本件調査期間及び本件基準期間に係る各損益計算をする。この両期間の経常損益を比較すると、本件調査期間の損失金額が本件基準期間の利益金額の2分の1を超えていることから、「事業につき著しい損失を受けたこと」に該当し、請求人には4号該当事実があると認められる。

III. 著しい損失はないが、それに類する事実があると認められた事例

平21.12.17公表判決
(J78-1-04) (全部取消し)

1. 事案の概要

本件は、衣料品販売業を営む審査請求人が、取引先からの発注の減少と、商業施設の新設による市場の悪化などによる大幅な売上の減少を理由に、納税の猶予の申請をしたところ、原処分庁が、請求人には納税の猶予の要件に該当する事実がないとして、納税の猶予不許可処分をしたため、請求人がその全部の取消しを求めた事案です。

2. 国税不服審判所の判断

国税通則法第46条第2項第5号は、同項第1号から第4号に掲げる事実と類する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納税を猶予することができる旨定めているところ、これは、同項第1号から第4号に掲げる事実とはいえない場合であっても、当該事実と類する事実が生じた場合には、国税の納付が困難となる場合もあることから、納税の猶予をすることができる旨規定したものと解される。

そして、5号該当（4号類似）事実とは、事業についての著しい損失と同視できるような著しい売上金額の減少等であって、納税の猶予を申請した納税者の責めに帰すことができないやむを得ない事由によって生じた国税の納付を困難ならしめるものをいうものと解される。

これを本件についてみると、請求人

に取引先の都合による販売委託契約の解除という損失原因が認められ、当該損失原因が発生した日が平成18年11月30日と特定できることから、請求人の猶予該当事実の有無を判断するために用いる調査期間及び基準期間は、本件特定調査期間及び本件特定基準期間とすることが相当である。

この両期間の経常損益の金額を比較すると、請求人には、4号該当事実である「著しい損失」は認められないものの、売上金額は、著しく減少しており、赤字の状態に陥っていることが認められる。よって、請求人には、5号該当（4号類似）事実があると認められる。

そうすると、原処分時に請求人から提出された財務諸表により請求人に猶予該当事実がないとした原処分庁の判断に誤りがないとしても、原処分時において請求人に納税の猶予の要件が充足されていた以上、原処分を取り消すのが相当である。

IV. おわりに

「納税猶予」のキーワードで検索しますと、1000件を超える情報が確認されます。情報を絞りたいときには、条文の番号で検索することをお勧めします。国税通則法第46条の場合は、「通法46」で検索してください。

また、納税者の主張が認められ、処分が一部又は全部取り消された事案を探す際には、「通法46 *部取消し」と入力していただきますと、検索することができます。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03-5496-1416

MJSの専門セミナー、システム研修

全国で年間約1,200回開催、
延べ約25,000名様が参加!

(2014年実績)



会計事務所所長・職員の皆様へ、
スキルアップの機会を
紹介しています。
顧問先の多種多様な
ニーズに応えるためにも、
ぜひご活用ください!

顧問先をバックアップ、
企業向け研修・セミナーもご用意!
顧問先の経営者様・経理担当者様にも、ぜひ、ご案内ください。

こちら

最寄りの地域での開催スケジュールは

MJS セミナー



MJS 財務と経営システムのリーディングカンパニー
株式会社ミロク情報サービス 東証第一部上場 (証券コード:9928)

MJSイメージキャラクター
菊川 伶